

太子町告示第77号

太子町消防団応援事業実施要綱を次のように定める。

平成29年12月20日

太子町長 綿引久男

太子町消防団応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の事業所、店舗等（以下「事業所等」という。）が、当該事業所等を利用する町の消防団員（以下「団員」という。）及びその家族（以下「団員等」という。）に対して、一定のサービス等を提供し、団員を応援する太子町消防団応援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、団員の確保を図るとともに消防団活動の活性化及び地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(登録の申請)

第2条 事業に賛同し、団員等に対するサービス等の提供を行おうとする事業所等は、消防団応援の店登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(登録)

第3条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、消防団応援の店として登録するものとする。ただし、次に掲げる事業所等は登録しないものとする。

- (1) 太子町暴力団排除条例（平成24年太子町条例第1号）に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業所等
- (2) 宗教活動及び政治活動を行う事業所等
- (3) 前2号に定めるもののほか、町長が適当でないとする事業所等

2 町長は、前項の規定による登録をしたときは、消防団応援の店登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）及び消防団応援の店表示証（以下「表示証」という。）を当該事業所等に交付するものとする。

(表示証の表示)

第4条 前条第1項の規定により登録を受けた事業所等（以下「応援の店」という。）は、前条第2項の規定により交付された表示証を事業所等内の見えやすい場所に表示しなければならない。

2 応援の店は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板又はホームページ等に応援の店

である旨を表示することができる。

(団員カード)

第5条 町長は、消防団員・家族カード（以下「団員カード」という。）を団員に発行するものとする。

2 団員等は、応援の店が表示するサービス等を受けようとするときは、団員カードを提示しなければならない。

3 団員は、消防団を退団するときは、速やかに町長に団員カードを返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 団員等は、次に掲げる事項について遵守しなければならない。

(1) 団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡しないこと。

(2) 応援の店が提供するサービス以外のサービスの提供を強要しないこと。

2 町長は、団員等が前項の規定に違反したことを知ったときは、団員等に対し、直ちに団員カードを返却させるものとする。

(公表)

第7条 町長は、応援の店の名称等について町ホームページ等により公表するものとする。

(登録の変更等)

第8条 応援の店は、当該登録の内容を変更し、又は登録を抹消しようとするときは、消防団応援の店登録変更（抹消）申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 町長は、応援の店が虚偽その他不正な手段により登録を受けたとき又は応援の店としての登録が適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに第3条第2項の規定により交付された登録証及び表示証を町長へ返還しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第8条及び第9条の規定は、平成30年2月1日から施行する。